

改正

令和3年8月10日告示第114号

令和5年3月31日告示第75号

中野市ペレットストーブ等購入費助成金交付要綱

中野市ペレットストーブ等購入費補助金交付要綱（平成20年中野市告示第60号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、林業及び木材産業の振興を図るため、ペレットストーブ等の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 信州産ペレット ペレット（間伐材、製材端材等の木材を粉砕したオガ粉を円筒形に固めた木質燃料をいう。）のうち、県内のペレット製造施設で製造されたものをいう。
- （2） ペレットストーブ等 ペレットを燃料に使用するストーブ又はボイラーで、ペレットの自動供給機能を有するものをいう。

（成果の指標）

第3条 当該助成事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、信州産ペレットの使用量の増加とする。

（助成対象事業）

第4条 助成金の交付の対象となる事業は、市内で使用するペレットストーブ等の購入とする。

（助成対象者）

第5条 助成金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者又は事業所を有するものであって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1） ペレットストーブ等の購入に当たっては、県内に事業所又は代理店を有する者から購入すること。
- （2） 使用するペレットは、信州産ペレットとすること。また、信州産ペレットに関しあらかじめ

めペレットの供給者との間で、協定の期間（3年間以上）及び取引価格を記載した協定書を締結すること。

（助成対象経費及び助成金額）

第6条 助成金の交付の対象となる経費は、ペレットストーブ等の購入に要する経費とする。

2 助成金の額は、前項に規定する経費の2分の1以内とし、1台につき10万円を限度とする。

（助成金交付の申請）

第7条 規則第3条の申請書は、中野市ペレットストーブ等購入費助成金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- （1）見積書の写し
- （2）ペレットストーブ等の仕様が確認できる書類
- （3）使用するペレットに係る協定書の写し

（事業の変更等）

第8条 規則第5条第3号の承認を受けようとする場合は、中野市ペレットストーブ等購入費助成事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 規則第6条第1項の申請の取下げは、規則第4条第1項に規定する通知を受けた日から14日以内に行うものとする。

（実績報告）

第10条 規則第10条の実績報告書は、中野市ペレットストーブ等購入費助成事業実績報告書（様式第3号）によるものとし、提出期限は、助成事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は助成金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

2 規則第10条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- （1）経費の支払を証する書類
- （2）事業の実施状況を確認できる書類

（助成金交付の請求）

第11条 規則第13条の規定による交付請求は、中野市ペレットストーブ等購入費助成金交付請求書（様式第4号）により行うものとする。

（財産処分）

第12条 規則第17条第1項の承認を受けようとする場合は、中野市ペレットストーブ等購入費助成事業財産処分承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（使用実績の報告）

第13条 助成金の交付を受けた者は、前年度の信州産ペレットの使用実績を中野市信州産ペレット使用実績報告書（様式第6号）により、市長に報告しなければならない。

2 前項の報告は、事業完了年度の翌年度から3年間行うものとし、報告期限は、5月末日とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年10月19日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の中野市ペレットストーブ等購入費補助金交付要綱第7条の規定により交付の決定のあった補助金については、なお従前の例による。

（失効）

3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和3年8月10日告示第114号）

この要綱は、令和3年8月10日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第75号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の中野市機構集積協力金交付要綱等の規定に基づき提出された申請書等は、この要綱による改正後の中野市機構集積協力金交付要綱等の規定に基づき提出された申請書等とみなす。

様式第1号 (第7条関係)

中野市ペレットストーブ等購入費助成金交付申請書

年 月 日

中野市長

あて

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

電 話 ()

下記のとおり事業を実施したいので、中野市ペレットストーブ等購入費助成金交付要綱の規定に基づき、助成金の交付を申請します。

記

事業の名称	
事業の目的及び内容	
事業の成果を示す目標数値	
事業に要する経費	
事業完了の予定期日	
助成金申請額	
申請額の算出基礎	

添付書類

- 1 見積書の写し
- 2 ペレットストーブ等の仕様が確認できる書類
- 3 使用するペレットに係る協定書の写し

審査のため、市で保有する情報を確認することについて同意します。

氏名又は名称及び代表者氏名

様式第2号（第8条関係）

中野市ペレットストーブ等購入費助成事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

中野市長

あて

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

電 話 ()

年 月 日付け中野市指令 第 号で交付決定のあった事業を
下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認してください。

記

1 変更（中止・廃止）理由

2 変更内容

3 その他

様式第3号 (第10条関係)

中野市ペレットストーブ等購入費助成事業実績報告書

年 月 日

中野市長

あて

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

電 話 ()

年 月 日付け中野市指令 第 号で交付決定のあった事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

事業の名称	
事業の成果	
事業の目標数値に対する達成状況	
事業に要した経費	
事業完了日	
助成金交付決定額	

添付書類

- 1 経費の支払いを証する書類
- 2 事業の実施状況を確認できる書類

様式第4号（第11条関係）

中野市ペレットストーブ等購入費助成金交付請求書

年 月 日

中野市長

あて

請求者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

電 話 ()

年 月 日付け中野市達 第 号で助成金額の確定のありました中野市ペレットストーブ等購入費助成金を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		店 舗 名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第5号（第12条関係）

中野市ペレットストーブ等購入費助成事業財産処分承認申請書

年 月 日

中野市長

あて

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

電 話 ()

年度の中野市ペレットストーブ等購入費助成事業により取得した財産を
下記のとおり処分したいので申請します。

記

1 処分する理由

2 処分に係る財産の概要

(1) 財産の所在地

(2) 事業内容（工種、施設区分、構造、規格、能力等）

(3) 事業費等

ア 事業費 円

イ 助成金額 円

ウ その他 円

(4) 取得年月日 年 月 日

3 処分の概要

(1) 処分する予定時期

(2) 処分の方法

(3) 処分後の措置

